

特別児童扶養手当がほしいとか、療育手帳の申請をしたいという人に対しては、制度に精通してさえいれば、その場で直ちに的確な情報を提供し、助言できると思う。しかし、「子どもが反抗的で困っています」と言われれば、まずはじっくり話を聞きながら、一緒になって考えていくしかないはずだ。

市町村の担当者に、こうしたことをわかってもらうためには、今後、相当な経験が必要ではないかと思う。つまり、「相談とは」ということを理解してもらうこと自体が、最初は難しいと思う。

16) 才村純（日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者）

まず、専門性をもった職員が必要な数だけ配置されることが絶対条件である。それが困難な場合は委託も積極的に検討すべきである。いずれにしてもお金がかかるわけで、その財源については国が保障すべきである。

これはおそらく市町村格差が出てくると思われるので、市町村が前向きにがんばっているところ、市町村と都道府県の関わりが比較的スムーズにいつているところ、の事例を集積して、広く他の市町村へ実例を提供していくことが必要である。

また、国、都道府県による財政的支援、技術的支援が必要である。かなり緻密な、具体的なガイドラインを示していく必要がある。大都市と地方では違った役割分担のパターンがあるだろうから、いくつかのパターンごとに具体的なガイドラインを示していくことが求められる。

17) 坂本正子（大阪府・児童相談所関係者）

まず、市町村のトップが子育て支援、保育、不登校や非行、虐待などの子どもの問題に関して認識をもって、どれだけ取り組もうという姿勢を持つかということ、子育て子育てには社会の支援が必要であることをしっかり認識することが重要である。市町村でも、児童福祉に人的、財政的に投入していかないと、後々の社会作りに影響していくという認識を持って、体制整備を行って欲しい。相談を受ける部局をどこにするのか、どういう人的配置をするのかも重要である。相談窓口を作っても専門職が対応しないといけない。市だけで完結するものは極めて少ないので、いろいろな機関と連携しないといけない。機関連携ができる力量がある人を配置しないと回らない。今、市町村はどのくらいの人数を置けばいいのか分からない。指針が示されていないし、指針に盛り込まれるかどうか分からない。また、どのくらいのニーズがあるかも読めない。

子育て支援、子育て相談は法改正で実施主体は市町村になっている。市町村の体制整備がうまく機能するように体制を作らないと、それぞれが独立して、というわけにはならない。1つの機関で全部対応できるようにするというのも1つの方法である。また、別の機関であったとしても各種のサービスがうまく機能するようにしておかないと、効率的、効果的なサービスの提供にはならないと思う。ネットワークの主要な機関の役割も重要になってくるので、市町村はそういう点にも配慮して体制整備をすべきである。

18) 菅野道英（彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者）

まず専門職の配置が必要である。さらに同一職種を複数配置すること、また支援の質を上げるには複数の職種の意見の集約、総合診断が必要となる。

基本的に相談というのは、成長変化のための支援であり、総合診断から先が本番になる。そのためには、心理療法やソーシャルワークの技法も必要になる。発達の視点も個人の能力や情緒、家族の発達など、さまざまな領域で必要になる。

さらに専門性の維持向上にスーパーバイズ、マネジメントできる人材も必要である。

第二に専門職のやる気が出る職場環境を用意することが必要である。支援の理論や技法も変化し、より効果的なものが発表されるから、積極的に取り入れていくことを保障する必要がある。

また、高給優遇することによっていい人材も集まるし、誇りを持って働くことになる。さらに責任ある仕事を求めることもできるし、自らの研鑽を求めていくことも可能になる。

19) 津崎哲郎（花園大学・児童相談所関係者）

市町村のコーディネート機能と事務局機能をどこが持つのかということをもまず考えなければならぬ。児童課のような部署か、あるいは福祉事務所、保健センター、教育関係部署などが考えられる。どこが担当し、どのようなスタッフが中心になるのかによってネットワークの成否が決まるのではない。ただ、担当部署だけがそれを担うのではうまくいかない。その市町村の子どもに関わる部署が、教育、医療、保健などの枠組みを超えて横断的なプロジェクトをまず立ち上げ、行政の組織として、トップが率先して市町村の体制を整えていくべきである。コーディネート機能としては、学校、病院、警察など多様な機関を動かしていかなければいけないが、そうすると、それ相応の経験のある人材をコーディネーターに据える必要がある。

また、各市町村の中にある団体、医師会や弁護士会、民生委員・児童委員連盟、社会福祉協議会などの団体がバックアップしないと動きにくい。となるとコーディネーターが動くだけではなく、各団体がネットワークをバックアップしていく必要がある。まずは市町村の関係団体の連絡推進会のようなものを形成していく必要があるのではない。現場で実際に対応する実務者は、必要に応じて積極的に支援する体制を築いていく必要があるので、上から下までの一貫した組織作りと意識の浸透を図っていく必要がある。

20) 萩原總一郎（四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者）

1) の①を含む。

21) 前橋信和（関西学院大学・児童相談所関係者）

(1) と重なるが、①窓口を明確にすること。②教育・福祉・保健といわず、もう少し横断的な組織を考えてもいいのではない。③組織上きちんとした位置付けを行い、人材・人員を配置すること。④さまざまな関係機関との連携のためのツールを開発していくことが必要であるとする。

23) 飯田進（堀川愛生園・児童福祉施設関係者）

市町村は地域とつながっているのですが、処遇面で難しいことが起こってくると思われる。隣近所とのつながりがあるので、トラブル等が起こることが心配される。地域化というのはわからないことではない。しかし、地域に権限が移ると市町村長、知事の考え方によって、対応がばらばらになる。福祉に理解がある人がトップだと安心、期待できるが、そうでない人が入ってしまうと他のところに費用がかけられることになる。市町村間での対応がばらばらになることが懸念される。

24) 喜多一憲（キンダーホルト・児童福祉施設関係者）

市町村の体制整備のためには、まず専門性のある人材の確保が必要である。ソーシャルワークの機能が発揮できるような体制であるべきだ。

相談室に通ったりするには勇気がいるので、市町村の相談体制を考える場合には、誰でも出入りできるような「場作り」が必要である。相談に来る人の気持ちがわかるような体制づくり、「相談者の側に立つ」ということを考えて、相談支援を実施する必要がある。「市町村の体制整備」ということで、あまり相談内容や対象を特化しない方がいい。

25) 桑原教修（舞鶴学園・児童福祉施設関係者）

※Iの1と重複する箇所あり 相談を受け付けられる体制、質と量をこれから整備していかないといけない。その整備に関しては、地方自治体の姿勢が一つある。地方自治体と市町村との関係の中で、子育てについてこうあるべきというものが、デスクワークだけではなく各分野からきちんと声を取り上げ、現実に対応できる体制をつくる必要がある。そして必要性をそれぞれの機関がしっかり感じて、時代の要請として重く訴えていくことをやらなければいけない。そうした取り組みの姿を見せることで、今、何が必要で何が不十分かが見えてくる。

システムなどを整備することだけが先走ってしまい、本当に親が子育てを楽しんでできるような環境作りが必要である。これは親の役割だという部分を明確に持たせながら、支援する側も実際に支援を行っていくことだと考える。

しかし、まずは人を育てることを丁寧にやらないと本当の力にはならない。いくらシステムができて、ある意味では悪用されたり、職員のために存在するものとなる危険性もある。子どもにしわ寄せがいくという現実を直視しないままに、いろいろなことを考えてもいけない。

市町村は虐待については、現時点ではあまり深刻に考えていないのではないかと。だが、これからは市町村の時代であるので、もっと充実させていかないといけないことは確かである。市町村もしっかり準備を整え、まずは地域にある資源を活用することを含めはじめることになるのではないかと。

26) 側垣一也（三光塾・児童福祉施設関係者）

「児童相談体制にかかわる児童福祉法改正の評価」の項でも示したように、各市町村が人口規模

や地域の特殊性に応じたモデルケースを提案し、受け入れていくことが必要だと考えている。全国一律の制度や体制では機能しないと考える。

27) 伊達直利（旭児童ホーム・児童福祉施設関係者）

いろいろな問題が起こっているが、それはある日突然起こっているのではなく、地域の人や保育園・学校などでは早期にわかっていることが多い。地域の中にそれらの問題に対応につなげていくシステムが必要となる。

28) 浜田多衛子（白菊寮・児童福祉施設関係者）

公立の総合相談施設で、きちんとソーシャルワーク業務が出来る人がいるという形が望ましいのではないかと考えるが、県レベルでもうまくいっていない現状を考えると市町村にできるのかどうか疑問である。次世代育成の中で数値目標に児童家庭支援センターと地域子育て支援センターに、一時保護機能を備えたものを作るということを盛り込むことが出来ないか。

社会的養護はいつも後回しにされがちであるが、首長の意識次第などところがあり、市町村の関心があるかどうかだと思う。大分県では一家6人を少年が殺傷した痛ましい事件を契機に、知事が率先して問題を解明しようとした経過がある。県の長期総合計画の中でも社会的養護の項目が盛り込まれている。

子どもと家族を取り巻く状況は悪化の一途をたどっている。保護司の仕事を通じて、社会的にネグレクトしているのではないかと感じてきた。これを早期対応に転じていかなければならない。現状では子どもの精神保健を守っていく方向になっていない。市町村の合併でどういう施設・機能が求められるかが変化していく可能性もあると思う。その地域にあった施設を整備していくべきである。

- ・スーパーバイザーが必ず置かれること。行政職の上司というものではなく、専門家であって臨床の場で豊富な経験を有している人からの、スーパービジョンを受けられる体制づくりが是非とも必要である。

29) 藤本勝彦（あゆみの丘・児童福祉施設関係者）

職員に関しては、専門職の配置や常勤雇用が必要である。専門職としては、資格だけでなく、熱意などを兼ね備えた人材が求められる。また、人材養成、特に現任訓練のあり方が問われる。

相談窓口となる機関に関しては、市町村に1か所ではなく、人口やその地域特性に応じて地域を細分化して設置することが考えられる。また、公的な機関はもちろん、児童家庭支援センターや民生委員・児童委員などとも連携を図り、相談体制のネットワークを地域で確立していかななくてはならない。これまでの諸地域での取り組みでは、児童相談所の地域担当職員や保健センターの発達相談員などの熱心な者が核となって動いていたり、また児童相談所が機能していない場合には、地域の弁護士が中心となってネットワークを作っていたりと、さまざまなパターンがみられる。今後の

ネットワーク作りに必要なこととしては、ネットワークの必要性を強く感じている人がキーパーソンとなる場合が多いが、核となれるところは地域に広げておくことと、どのような職種であってもできるようなマニュアル作りをすることも必要と考える。

30) 岩佐嘉彦（弁護士）

優先順位の一番は人なので、人を配置することである。ちゃんとやってくれる人を得られるかどうか。そういった人に要求されるのは、いろんな側面があるが、体制整備という意味では、やはり、コーディネート力が必要だと思う。仮に（本当は当然備えておくべきであるとは思いますが）ソーシャルワークの専門性がなくても、コーディネート力、調整力のある人がいれば、なんとかなるのではないかと思う。ソーシャルワーカーである必要はなくて、ちゃんとコーディネートできる人が1人いるかいないか。そういう人をどうやって育てるのか。

これも今の公務員の人事システムでは難しいであろうが、例えばNPOでがんばっている人を雇うといった工夫があっている。児童相談所のワーカーについても、例えば、大阪市から兵庫県へとといったような転勤があるシステムは導入できないか。イギリスなどでは、ワーカーの募集が新聞にでていて、ワーカーが専門職として自治体間でも移っている、そういうようになればいいのと思う。

31) 峯本耕治（弁護士）

市町村ネットワークの事務局の担い手として、専門職の配置と専従に近い体制が必要になる。さらに、夜間態勢の確保も必要となるだろう。具体的には、家庭児童相談室の体制を見直して義務設置にすると共に、その中身を専門性と人数の双方の面から充実させていくことが、一番現実的な対応ではないだろうか。

事務局の専門職としては、社会福祉に関する一定の専門的な勉強をしていることが求められる。社会福祉士が最も適当ではないかと思うが、今の社会福祉士の職域や養成の状況からすると、実際の専門性という面から見たときに十分な人材を確保できるのか不安がある。少なくとも市町村の事務系の職員ではコーディネートはできないので、福祉に関する勉強と経験を積んでいることが必要となる。

たとえば、吹田市では、保育課、子育て支援課には保育士の資格保持者がおり、ある程度のコーディネートができています。事務職として採用されている人の多くはコーディネートは難しい。なかにはセンスのある人がいるが、一般的にそれを求めることはできない。

配置する専門職としては、社会福祉士にどこまで期待できるのかが問われる。社会福祉士でなければ、一定の経験を積んだ保健師や保育士が人的資源として期待できるものと思われる。センスやスキルの高い人もいますが、一般論として学校の教員は現段階では難しい。ここで問われる専門性は、福祉の視点をどれほど持っているかという点であって、それほど難しくとらえる必要はない。したがって、もともと福祉的な視点を持っていない専門職では難しい。

一般的に、頑張っている市町村には必ずキーパーソンがいて、その人が周りに嫌がられながらもコーディネート役を果たし、またシステムの改革を進めている。しかし配置転換等によりその人がいなくなると、だんだん駄目になるというようなことが起こっている。これからの市町村には、切れ目なく専門性を発揮できる人を確保することが求められる。

3. 児童相談所のあり方

1) 網野武博（上智大学・大学関係者）

高度の非行問題や虐待などのきわめて要保護性の高いケースについては、国や都道府県の責任をきちんと確保すべきであり、今後も都道府県と指定都市の児童相談所が責任をもつべきであると考ええる。また、行政権限についても、第28条に関連する、家庭裁判所への許可を求めるケースは、都道府県・指定都市が担当すべきであると考ええる。

2) 大嶋恭二（東洋英和女学院大学・大学関係者）

児童相談所の体制と市町村との関係については、先述の通り長期的に専門家を育てるという姿勢が必要である。児童相談所を設置する市町村がそういう体制をとることが、まず原点となるのではないか。福祉事務所も全く同じだが、児童相談所こそ、福祉専門職で雇用し配置することを意図的に行うべきである。特に、児童相談所は児童福祉の第一線の専門の行政機関であり、しかも強大な権限をもっているからこそ、専門家を育てなければこの機能は果たせないんだ、という危機感が必要である。例えば、児童相談所に専門職を配置することについて法律によって縛りを与えることもいいのではないかと考える。

次に、児童相談所や施設の職員が抱えるケースの数が多すぎるのが問題である。これはきわめて日本的な問題だ。児童福祉施設における保育士の数を例に考えると、保育士と子どもの配置を1対1や1対2にしていこうと考えると、現実的には保育士の数は今の2倍、3倍必要になる。そうすると社会福祉領域だけ、児童福祉領域だけでは済まないことになる。同じように学校教育現場でも教員の数を増やしてほしいという要求が当然出てくる。そのため、どうしても日本の場合は、配置基準を改正して、職員の数を増やすことには消極的になってしまい、結果として一人の職員が多くの子どもを担当せざるを得ず、全体として管理的になってしまう。近年の被虐待児童への対応のために、心理職を非常勤で雇って対応しなさいといった、小手先ばかりの施策が出てくるのと同じである。こうした児童養護施設の配置基準に対する考え方は、1976年以来もう30年近くも変わっていない。これはおかしなことであり、変えられないことそのものが問題である。

3) 柏女霊峰（淑徳大学・大学関係者）

要保護児童問題に特化する。虐待とか非行とかに特化する。また、税の世界の仕組みにする。児童福祉法の仕組みは税の仕組みであり、保険の仕組みになれば子育て支援などは育児支援法の世界になる。

4) 加藤曜子（流通科学大学・大学関係者）

専門職をどう担保していくのかということと、研修を定期的に保障するあり方が挙げられる。もちろん、ワーカーを増員する必要も前提にある。

また、児童虐待では「重篤なケース」と「軽いケース」と言われるが、その市町村で軽いケースと思っても、重篤な場合が起こり得る。市町村では対応困難な場合に、いつでもすぐに信号を出せるような日ごろからの児童相談所としてのフットワークの軽さと、連携のよさを作り上げていくことだろう。

そういう意味では、関係機関と信頼関係を作っていくことが大切である。時々、保健所の方がよく知っているからということで、児童相談所に連絡しない場面が見受けられたことがあった。連絡しても何もしてくれない、そういったことの無いよう児童相談所との意思疎通を図りながら、スーパーバイズができることが求められよう。

5) 小林英義（会津大学短期大学部・大学関係者）

①に含む。

6) 芝野松次郎（関西学院大学・大学関係者）

児童相談所が虐待の重いケースを中心にみることになる、そのケースをきっちりみる人材の育成は今のところ厳しい。

県レベルでの保護サービスは、いかに命を守るか、ということである。その中で、家族との関係の調整などを保育所、保健所からの間接的な情報から、Protective Serviceを実施しようとしていることがまだ多く、直接的な関わりは、まだまだ無理な状況であると思う。

すべての通告を虐待として処理し、24時間の間に徹底的に調査し、安全であるかどうか的確にみることになる、分業していかないといけない。

重いケースはProtective Serviceとして県の方が、そうではなかったら市町村の方が支援していく体制をつくる。市町村と分業していくことで、県の児童相談所はProtective Service、市町村は家庭を支援するスタイルで、民間支援でもやっていくことが出来ると思っている。このようなシステムを作っていく必要がある。

しかし現在、人が全然足りない状況であり、ひとり一人の専門性と専門職の量と質を高めていくことが大事であって、まずは今現在の人材に対する専門性を高めていくことが課題である。

7) 高橋重宏（日本社会事業大学・大学関係者）

もっと民間活力の利用を考えていくべきである。なぜなら、その方が専門性が担保でき、コストも削減できるからである。たとえば、児童養護施設が児童家庭支援センターをつくり、そこを充実させて力量をつけていけば、児童相談所の機能を委託することも可能である。現在、知事が児童相談所長に行政処分を委任しているように、児童家庭支援センター長に委任すればよいのである。児童家庭支援センターの規模を拡大し、プログラムも充実させて家族療法等も受けられるようにすることが望ましい。カナダのオンタリオ州では、家族療法はソーシャルワーカーが提供し、その費用は健康保険で賄われている。日本では家族療法は臨床心理の領域だが、家族の歪みや関係性を重視したソーシャルワーカーによる家族療法も必要である。

また、その他の民間活力としてボランティアをもっと活用すればよいのではないか。現在、児童相談所が活用しているボランティアはメンタルフレンドくらいだが、もっと多様なボランティアを活用していけばよいと考える。

8) 竹中哲夫（日本福祉大学・大学関係者）

この法律が通ったら、児童福祉司を減らそうという動きが某県で起こっている。これは今回の法律改正を一番悪く解釈することである。そういう方向に行かないことが児童相談所のあり方であると思っている。つまり、市町村を窓口にしても、児童相談所も絶えず地域からの相談を受け付ける。同時に市町村から上がってくる相談も受け付ける。煩雑にはなるけれども、直接的な相談援助活動を維持することが必要である。その力を維持しつつ、市町村の援助活動をするという仕組みでないといけない。市町村で専門職をたくさん抱えるということは不可能であり、今の児童相談所のような専門職を抱えることはできない。だからバックアップは必要である。でも児童相談所も直接の相談援助活動をしないことには、専門性は保たれない。

「専門性」には2種類ある。それは児童相談所のような専門性と、高度医療機関のような専門性である。児童相談所のような専門性は、住民と複雑なやり取りをしながらつけていくものである。大学病院のような雰囲気の子どもの相談所を作ってもうまくいかないだろう。

市町村にきちんと相談窓口が整備されたら、今より相談件数は増えるだろう。そのことはいいのだが、相談にきちんと適切に対応できる専門性が確保されていなければ、住民の不満や葛藤は膨らむだけだろう。

9) 津崎哲雄（京都府立大学・大学関係者）

児童相談所のキャパシティから考えると、現行のままでは組織解体するだろう。児童相談所の職員の人数を増やしたところで制度的に現状打開できる訳ではない。少々人数を増やしてもケース数が増えているから何ら改善されず、児童相談所は組織防衛に走り、市町村との信頼関係が取れていない状況である。人員配置とスーパービジョン体制にも問題がある。新しく配属されたワーカーへの訓練が適切になされていないし、スーパービジョン機能も業務量の多さから十分保障されていない。

改善策として、児童福祉司の定数は、人口に合わせるのではなく、相談件数に合わせるようにする。まず、児童相談所の児童福祉司がまともに仕事できる量を決めておいて、相談件数が過去5年間にどれだけあり、平均して児童福祉司がどれだけ必要か、人数を算出しておくような方法を提案したい（一般相談なら20～30ケース、虐待なら10～15ケースなど）。

職権による一時保護は国際的に見てもおかしい。日本は司法関与が薄いから、仕方なく行っているが、法律上非常に問題がある制度である。しかしただ無くせばいいのではなく、迅速に対応できるような、家庭裁判所の命令が暫定的にすぐに出るような司法関与の改革が必要である。岸和田事件以降、警察が踏み込んで警察権力をプライベートな家庭に発動していくような意見も出てきたが警察国家への可能性があり、おかしい。もっと迅速に司法関与の判断ができて、家庭裁判所の保護命令が出るようにすべきである。イギリスではわずか30分で保護命令が出されるので、ソーシャルワーカーはそれを持っていけば公権力を行使できる。それに拒否をしたら、警察に捕まえてもらう形になる。

児童相談所機能の特化の結果、現行の児童相談所の人員増はピリオドが打たれ、仕事そのものが厳選されてケース数がどのくらいというのは確定するだろう。

10) 西澤哲（大阪大学・大学関係者）

児童相談所の専門性とは何かの議論が尽くされることなく、話が進んでしまっていることに危機感を感じている。十数年前には児童相談所は縮小の方向性にあった。そのため、児童相談所を解体し小さい児童相談所をたくさん作ったという経過がある。ところが昨今、虐待の増加により児童相談所縮小の話が消し飛んでしまった。しかし、行政のなかには本流としていまだに児童相談所縮小の流れが残っているのではないだろうか。全体像を展望するような議論がなされずに、目の前の現象に合わせて事が動いてしまっているのが今の状況である。児童相談所がなぜ要らないと言われたのか、そこに児童相談所の専門性の弱体化があるのではないかといったところから議論していかなければならないと考える。表面潮流に流されてはいけぬ。

11) 松原康雄（明治学院大学・大学関係者）

①を含む。

12) 森望（立正大学・大学関係者）

自治体の総務や財務部は、今回の法改正を契機に児童相談所をスリム化したいと思うであろう。しかしながら、現状の配置で少々の仕事が市町村に降りたところで今の繁忙さが大して変わるとは思えない。青森がいい例だが、日本で一番児童福祉司の配置が厚い。職員を約3倍にしてその結果、何が起こったかという、非行相談など以前は警察にお任せということだったが、非行相談もできるようになったし、育成相談も丁寧にできるようになってきた。つまり、約3倍にして、当たり前のことができるようになったということなので、少々のことで児童相談所のスリム化はできないの

ではないかと思う。

13) 家常恵（徳山大学・児童相談所関係者）

児童相談所の職員については、大阪府の場合、職員体制は他地域よりは充実している方である。児童相談所の職員体制では、最初は人口10万人に児童福祉司1人程度で、大阪の場合は約6、7万人に1人であった。しかし、職員配置には地域の差がある。例えば、カナダではソーシャルワーカーが人口3000人に1人で、日本と比べると30倍の差がある。

児童相談所のあり方においては、ソーシャルワークの質と量の課題がある。昔から質は問題となっていた。ソーシャルワークにおいては、量の問題もさることながら質の問題も喫緊の課題であると思う。行政職採用ではなくて社会福祉専門職の採用が必要である。一般行政職の人が児童相談所の仕事をやることになると、経験が求められる虐待ケースには対応できない。逆に多くの一般行政職の人は仕事に自信と責任を持ちにくく、転勤させてほしいと言う。専門性と使命感を持ちソーシャルワークができる人を児童相談所に配置するべきである。

15) 川崎二三彦（京都府宇治児童相談所・児童相談所関係者）

4月から児童相談所の業務が軽くなるかというとならないし、相談も通告も引き続き児童相談所に来ると思われる。市町村から「これは送ってもいいですか」といった相談も来るだろうし、「そっちでやってよ」とか「いや、そちらで」というようなやりとりも増えるだろう。定着していけば、すみ分けはできるかもしれないが、今は定着する前のところだ。

たとえば、ショートステイなどは市町村が窓口になっている。児童養護施設を利用するときやか、障害児のショートステイなどは市町村の業務である。市町村と児童福祉施設とのつながりもあるわけだが、ただそういうのは要件を満たせばいいわけで、「ご希望があれば、この申込書に記入してください」というふうになるのではないかと。相談となったら、その制度を利用したい親の思いや事情も聴きながら、本当に困っていることを一緒に考えていく必要がある。そうなったら児童相談所も違った役割を持って連携していけると思う。

16) 才村純（日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者）

第1に職員を増やすこと、第2に専門職化を進める必要があり、専門職化が無理な場合は委託も考えるべきである。

さらに、職員のストレス対策、メンタルヘルス、メンタルケアが必要である。そのために、研修で取りあげていたり、職員がカウンセリングを受けられる仕組みをつくっていくことも必要である。また、ネットワークでお互いを支えていたり、NPO、NGOが虐待担当職員のつどえる場（虐待担当者サロン）を提供しても良い。このような団体を行政が支えていく。

さらに、心理職のあり方も検討していかなければならない。リスクアセスメント、親へのケア、子どもへのケアにおける心理職の役割は極めて大きい。今後ますます重要になる。心理職の業務の

あり方、さらにそれに見合った数の議論をしていかなければならない。

近年、児童相談所は福祉警察になりさがっていると揶揄されることがある。死亡を恐れるあまりに、なんでも一時保護したり、逆に親との関係を重視するあまりに弱腰になるなど両極端である。ソフトアプローチとハードアプローチが必要である。熾烈な対立関係をも活用していくソーシャルワークが必要である。これには高度な専門性と熟練が求められ、2～3年で異動してしまう行政職ではできない。

17) 坂本正子（大阪府・児童相談所関係者）

当分、市町村の体制が整うまではだいぶ混乱期に入ると思う。市町村が本来受けるべきものが都道府県にきたりして、むしろ児童相談所の相談件数はしばらく減少しないのではないかと思う。その両方を意識して対応をしていかないといけないわけだが、今の児童相談所はあれもこれもやらなくてはならない状況にあって、なかなか市町村をバックアップするゆとり・力量がまだ十分ではない。しかも障害児や療育手帳の関係も残ったままであるし、障害児関係が件数でいうと過半数をしめている。従来は相談をしながら、市町村のバックアップもしていくということで、ここ2～3年は仕方がないと思うが、その後は、不登校にしる、非行にしる、虐待にしる、ある程度市町村で対応した上で、困難な事例、法的な対応をしていかなければならない事例を受けていくわけだから、かなり質的にも高いことをやっていく機関になるだろう。だから、しっかりとノウハウの蓄積をしていかななくてはならないと思う。

児童相談所が、今の日本の仕組みの中で、特に虐待対応についてどこまで対応していくのかということになると、どうしても初期対応を担うということに変わりないと思う。後の保護者のケアということになると、虐待対応の中でもまだまだ手がつけられていないところだが、ここまで児童相談所ができるかといえば難しい。親支援できる部分はどこなのかを明確にし、そこには取り組むけれども、グループ的な治療や個別の治療が必要な場合は、他の機関でケアを専門的に担ってもらうことも必要ではないかと思う。

ソーシャルワーク的には事例とは関わるが、ある時期のケアはどこかに委ねることも必要である。そこには、問題意識のある人しか行かないが、何割か改善したいという人についてはそういったケアをできる機関が用意されれば、そちらにゆだねるということになる。主に初期対応を中心としたソーシャルワークを担う機関としての児童相談所になると思う。それと、市町村の支援を行いながら、全体のケースマネジメントをしていく機関かと思う。

ここで項目はないが児童相談所のあり方のところで、与えられている法的な権限として、立入調査、一時保護、28条申立、親権喪失の申立があるが、一時保護については強制的に児童相談所の判断でできる。これが、非常に親との対立を生む原因になっている。後々の子どもの処遇を考えると、職権で保護するというのは矛盾するところもある。しかも子どもの権利条約の第9条に反するのではないかという意見も最もであると思うし、強制的な一時保護については裁判所の承認があるのではないかと思う。そこが28条と同じように裁判所の承認が得られれば、少し負担も軽くな

るし、また非建設的な親とのトラブルも減少する。親からの暴言・暴力は、親にとってもプラスにならないし、親が子どもの問題に向きあう上でもあまり役には立たないので、そこは司法の判断に委ねる仕組みが必要ではないかと思う。

だから、児童相談所のあり方というのも、いろんな意味が含まれている。体制という意味では、児童福祉司の配置基準は、地方交付税の基準があって年々増えているが、あくまでも人口規模を基準としている。岸和田事件の後、大阪府も人口基準とするのではなくて、相談件数を基準に変えて欲しいと要望しているのだが、そうすべきだと思う。

それから、心理は特に基準はないが、児童相談所が機能として治療的なものを打ち出していくとするならば、もう少し配置基準を決めて、心理的ケアというのでも押し出す必要があると思う。それから、職員は高度な専門性が必要とされる。

高度というのもどうとらえるかだが、虐待対応は法的な対応もしなくてはならないし、子どもの命を守らなければならないというところでは、かなりの確な判断、見立て、迅速な対応が要求されるので、ここに配置する人の質的な担保をどうはかるか、量的なものともあわせて、重要であると思う。疲れてしまう、あるいは親からの暴力や暴言によって疲弊してつぶれてしまう人も出てきているので、それなりの訓練・教育をしていかないといけないと思う。何で担保するかだが、社会的承認なのか給料面での保障なのか、そういったことももう少し配慮しなくてはならない。なり手がなくなるといことも考えられる。そこは、どういう体制・仕組みを作るのかということと、どういう人をそこに送り込んでプロを作っていくのかということを考えていかないといけない。権限の問題もあるし、トータルに児童相談所のあり方を考えなくてはならない。児童相談所のあり方を考えるということは、虐待対応のあり方、児童相談をどういうふうに位置付けるかに関連してくると思う。日本では児童福祉の第一線という位置づけがあり、期待もあるが、それに応えていく部分と過剰な役割を担っている部分もあるので、そこを少しずつ整理していく必要があるのではないかと思う。

18) 菅野道英（彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者）

虐待家庭の支援についてひとつの方向性として、強制権限を行使する機関と相談支援する機関とは別立てにすることが考えられる。

強制権限の行使は、犯罪として介入するのではなく、変化のための支援として行うという考えが必要だと考える。そのために介入機関をつくり全国统一で研修し、レベルの高い関わりのできる「児童保護局」のようなものを設置する。

一方で、市町村・児童相談所という2階層の相談支援体制を整備し、児童相談所が長年培ってきた児童・家庭支援のノウハウを伝えていくことで、市町村の相談支援の質、量ともに成熟していけば、支援は市町村に一本化され児童相談所の役割は消滅していくといったイメージがある。

児童相談所のこれからとして、もうひとつ考えるのは、相談種別ごとに狭い領域に特化して専門性の高い支援を行う機関に独立させていく。機関として高度の専門性を維持して機能していくには

それなりの人員も必要になる。

専門特化していくと、支援を受ける人の全体像というか統合されたものが見えなくなってしまうので、それぞれの専門機関が有効な支援を行っていくためにコーディネートする機関が必要になると思う。

この発想は、今の児童相談所という組織の中で部門として整備していくということも可能かもしれないが、今の時代、人を増やすことができないので、新たなものを作る方が形になりやすいのかもしれない。

児童相談所の支援の基本は、家族をあるべき姿にはめ込んでいくのではなく、家族とパートナーシップを築き、家族が変化しようとする方向とその方法を家族に考えてもらう。そして具体的に行動してもらえるようにサポートする。家族の持っている変化・成長する力を発揮してもらうための道筋を家族に教えてもらうというものだと思う。

19) 津崎哲郎（花園大学・児童相談所関係者）

児童相談所は本来総合相談機関である。しかしここまで虐待が増加してくると総合相談の体制はとれない。児童相談所は、権限発動しなければいけないケース・子どもを保護しなければいけないケース・措置に結びつくようなケースなど、児童相談所しかできないことへ業務を集中していくこと、このことは妥当な方向性を示しているといえよう。一般的な健全育成や在宅での支援は基本的に市町村が担うという役割分担ができてくる。児童相談所も困難なケースに集中していくとなると、児童相談所の専門力をアップしないといけないので、専門性の強化が課題になる。

全国の児童相談所職員は半数が行政職で、それも3年ほどで異動していく。児童相談所の専門性をどのように高めるのかという点に、国としては児童福祉司の任用を現状より幅広い関連分野の人材も登用するなかで専門性を高めるとしている。

これに対する反対意見も多い。専門力をアップするなら全員を社会福祉士の有資格者にすべきだという意見も多い。ただ、県単位の行政を担当する人事の立場からいけば、専門家を配置して業務の人事交流をしないという体制に抵抗を感じているようだ。これが福祉の専門職を採用している自治体の少ない一因だと思う。行政は特定の職員が特定の分野に長く勤務するのを嫌がる。行政のサービスは幅広くできないといけない。特定のことを長年していると次の職場に適応できなくなると考える。この行政の人事のあり方を変えていく必要があるということになる。

社会福祉士に限定して人事を運用していくのは難しい。当面隣接の職種を取り込んで、行政職でない専門職対応をしていくという方向は現状としては妥当ではないかと思う。おそらく今、児童福祉司に社会福祉士であることを義務付けても対応できる自治体はわずかである。となるとその方向性は形骸化しかねない。現実を踏まえれば妥当な方向ではないか。また、専門職に社会福祉士を配置すればそれで専門性が高まるかという点、違うように思う。社会福祉士の国家試験の問題が解けることと実際の仕事ができることは違う。その仕事に対する情熱・意欲がある人が現場にじっくり腰を据えて取り組む体制が必要ではないか。

大阪市では、最初の5年で一人前になり、後の5年で後輩を育て、現場の専門力を高めてほしいという思いから10年は異動しない方向でやっている。組織の専門性が一定の水準で保たれるようにするには、10年はじっくりいてほしい。大阪市としてはそういう体制作りを進めてきた。全国的にもそういった動きが必要ではないか。

社会福祉士資格の問題というより、組織として専門性の水準を保てるようにするにはどうすべきか、中身をつめて論議していく必要がある。児童相談所として、人事当局に働きかけていく必要があるにも関わらず、しないという現状がある。情熱を持って変革していく必要がある。そのためには意欲のある職員が集まってくるのが理想ではないか。人事のあり方が与える影響は大きい。形式的な専門性で満足せず、現状に即した体制作りが必要である。児童相談所の所長を医師が務めている場合があるが、かえって視野が狭まるという話もある。

形式は最低ラインの問題であり、児童相談所のように、バリエーション豊かな、あらゆる相談に対応する組織としては、行政的な手法・医療的な手法・司法的な手法など、あらゆる手法を柔軟に駆使していく必要がある。となると児童相談所の総合的な体力アップとしてどういうことができるか考えるべきである。外部の人材によるバックアップもその対応策のひとつだろう。

その例として審議会が考えられる。ところが審議会委員も形式的におくという発想があり、実際の知識が乏しく、実際の審議ができないという現状がたくさんある。役所は中身より形式を重んじる体質がある。形だけの専門職、中身が伴わない形式主義というのは排除すべきである。外部のマンパワーを活用しての児童相談所の機能強化を図ることも必要である。限定的な発想をせず、どうすればよりよい実践ができるかを考え、中身を充実させていく方法を考える必要がある。

20) 萩原總一郎（四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者）

措置や市町村からの判定、市町村の支援、協議会の調整が中心的な機能として必要である。措置は今までも行ってきたが、保護者の訴えだけで行う措置は考察の余地がある。児童福祉法第2条、「保護者と共に」という箇所に関しては、一緒ではなく一義的に親に責任があり、その責任が果たせるようにどう援助していくかという考えである。そのための介入的アプローチが、今後の課題といえる。

援助の責任をどこまで負えるかということでは、例えば市町村が保護依頼を出す場合に、親の指導を誰がするのかという問題がある。ある意見として「市町村が親の援助を行う」とする考えもあるが、本当にできるのであろうか。介入的なアプローチは、今後検討し、確立させていく必要がある。親の援助に関しては、信頼関係の上で成り立つのがソーシャルワークであるということを考えると、介入した人と同じ人が指導するのが難しい場合には別の機関をつくってもよいのではないか。

21) 前橋信和（関西学院大学・児童相談所関係者）

「権利侵害を受けている子どもの権利擁護の機関」という性格を明確に持つべきである。柏女霊峰先生は、「これを親と子どものベクトルが違う、つまり親の意向と子どもの意向が反する、

あるいは子どもの最善の利益の方向と親の権利行使の方向がくい違っている、そういう問題については「介入」という視点で関わっていくことが必要である」とおっしゃっている。また才村純先生は、「基本的には児童福祉法25条の通告の要件「保護者のない児童、または保護者に監護させることが不適當であると認める児童」に対し児童相談所が公益の実現、公権力の行使としてきちんとした対処をしていくという体制をとらなければならない」とおっしゃっている。私も基本的には柏女先生や才村先生と同意見である。

「子どもの権利条約」以降、「権利の擁護」という視点が普及してきたが、権利を侵害されている子どもは権利を主張できない、代弁する機関がない。法律上は親がこの権利を代理するという形になっていて、親が子の権利を侵害する場合は公的な機関がきっちりと子どもの権利を擁護する役割を担っていかなければならない。それはどの機関が担っていくのかということになると児童相談所である。最終的に裁判所が判断するとなったとしても、具体的なサービス提供や行政的な部分としては、児童相談所がこれからも担っていくのがいいのではないか。そのことまで市町村にお願いできないだろうし、逆に国が直接やることも今の形では難しいであろう。しかし、子どもの生存に関わっての権利の調整であるから、その部分は国が所管するという考えもあるのではないかと思う。

23) 飯田進（堀川愛生園・児童福祉施設関係者）

児童相談所のあり方について、福島県虐待問題研究会の立場で、福島県に児童相談所の人員配置等について公開質問状を送ったことがある。その回答では児童相談所の児童福祉司配置について、地方交付税算定基準と比べると下回った配置基準となっているが、福島県の児童相談所業務や財政状況、職員定数・管理など総合的に見ればおおむね適正であり、おおむね足りているとしている。亡くなっている方もおられるのに、とんでもない話である。ただ、立場上、現状を否定することはできなかったのではないかとは思われるが、専門性を高めることと人員配置基準を見直すことが必要である。また専門性を高めるためには質の良い研修を設け、それを受けるべきである。

24) 喜多一憲（キンダーホルト・児童福祉施設関係者）

後方支援、専門支援に加えて人員の充実が必要である。そして、その人員は専門性をもった人でなければならない。後方化・専門化とは、市町村をバックから支援するということなので、専門性を保ち、より高めるため、新人職員を含む研修の充実が重要となる。

25) 桑原教修（舞鶴学園・児童福祉施設関係者）

児童自立支援施設を公立ではなく民間委託すればよいと考えている。それで児童相談所も民営化すればよいし、きちんとできないところは壊れてもよい。民間委託するような構造になれば質はよくなると思う。

26) 側垣一也（三光塾・児童福祉施設関係者）

児童相談所のワーカーが、たとえば虐待について、介入・判定・サポートなどケースワークをすべてできるのだろうか。親子分離や28条申立にいたるまでの介入や、その後のサポートを区別しなくてはならない。実際、東京都のように、介入チームとサポートチームに分けたところもある。現行のように、すべて施設ですることは無理である。施設と児童相談所が協力して行うことが望ましい。そして、課題は家庭の方に多いので、28条ケースは別として、児童相談所が家庭とできる限りかかわりを持つことが必要である。施設入所の際にはソーシャルワーカーとともに、家族に対して施設生活や今後のかかわりについて具体的に説明ができるようにすることが大切である。子どもを受け入れるということは、家庭を受け入れるということであり、子どもと家庭の自立は切り離せない事柄であると考えている。

子どもと家庭については親子分離のみではなく、その後のサポートもしなければ児童相談所は専門機関とはいえない。葛飾区のように、総合的施設をつくって対応することが良いのではないか。そして児童相談所としての役割は何かということ、具体的にどのような立場でどのような支援をしていくのかということをも明らかにすべきである。

また一時保護所については、その機能として、「治療」まで踏み込んでもらわないと施設がもたないと考える。心理判定や家庭調査など、2か月以内に、子どもを保護所から出さなければならない現状の方法では、子どもがいちばん不安定な時期に施設措置が行われることとなっている。子どもの心は、1～2か月では現れないと考える。現状では、施設措置以降にさまざまな表現行動が現れることとなっているが、小規模施設やユニットケアの形態で、職員と子どもがもつだろうかという疑問がある。定期的な癒しを一時保護所で行ってから、施設の家庭的な状況へ移すことが必要ではないだろうか。

27) 伊達直利（旭児童ホーム・児童福祉施設関係者）

50年代、ホスピタリズムの研究がなされた結果、欧米では児童相談のあり方が根本的に変わったのだろうと思う。ところが日本では変わっていないため、家庭で養育できない子どもをピックアップして、それをどういう手続きで次に結びつけるかということが児童相談所の役割になってしまい、今でもそこが変わっていない。今後その部分を変えていかねばならないだろう。

例えば、地域にはフィールドワーカーのような人が廻っていて、地域から漏れないような支援体制がその地域にあり、それでも上手くいかない場合には違う社会資源を使って対応するというような、ケースをコーディネートする役割が児童相談所であろう。

老人や障害者の場合は、地域の中で問題解決をしようという流れがある。ところが児童の場合は逆に、児童を地域から引き離そうという傾向があるのではないか。例えば、虐待ケースでの介入という部分で、警察の介入を否定はしないが、基本的に本人が回復するための手段として保護するのか、責任を問われないうために保護するのかでは全然違う。多くの場合、責任を問われないうために保護しているのが実態ではないかと思われる。地域から引き離さないという原則が必要ではないか。

もう一度、子ども達にとってどういう処遇が必要なのか、それによって施設を使うか、里親を使

うか、グループホームを使うかを考えなければならない。入所させて終わりではなくて、家庭に帰るまでのスパンで業務を捉える必要があるだろう。ケースによっては世代を超えた長いスパンで関わらなければならないということや、自分達ができることはほんの少ししかないということの自覚が必要である。

28) 浜田多衛子（白菊寮・児童福祉施設関係者）

地域での見守りという言葉で、逆に社会的ネグレクトになっているのではないか。早期対応が虐待や暴力の連鎖を食い止め、防止していくために必要である。親子の関係性を築きなおすためのプログラムも未成熟である。早期発見、防止していくことに重点を置いていけば結局はコストも抑えられるのではないか。

措置権をもっているのは児童相談所であるが、措置の内容がどのように決定されているのかが不透明である。オンブズマンも入っていない。現場としては不信感をもってしまい、そのことが施設側にも待ちの姿勢を植え付けてしまったのではないか。子どもや家族にとって良い決定をしてもらいたい。子どもや家族が学校や地域の中で居場所を失ってから対応ではいけない。児童相談所と接してきて、現場を低く見られていると受け取る事があるのは残念である。児童養護施設と児童相談所の連携は非常に難しいし、現場から学ぼうという姿勢がない。

児童相談所の現任訓練がどのようになされているのかも疑問である。対応困難なケースも多く、対応する中で学んでいくことも出来ると思うが、マイナスから人生をスタートした人々に、よく生きていく力をどうやって援助していくことが出来るかが課題である。

かつて児童相談所の児童部長に頭を下げられて非行のケースを引き受けたことがある。非常に強いリーダーシップをもった方だった。そういうリーダーが一人いることで変わっていくことも期待できる。医師が所長に就けばいいと考えている人もいるが、診断より上にソーシャルワークがこないといけないのではないかと思う。診断は追いついているかもしれないが、そもそも治療ができるのかが疑問であるし、治療の中身も危うい。

大分県にも2か所の児童相談所があるが、児童福祉司の数は少なく、一時保護所は常に満杯という状態にある。一時保護所の専門性を高めることで、児童相談所での気づきも高められるのではないか。外から見たときに児童相談所の顔が見えにくい。もっとアイデンティティーを確立してほしいと訴えてきているが、まだまだといった段階である。

- ・県に1カ所は、小児科医、弁護士を置く。豊富な臨床経験を有する真の専門家でないとならない。

29) 藤本勝彦（あゆみの丘・児童福祉施設関係者）

児童相談所は今後も必要であるが、その役割および業務内容の整理が必須である。児童相談所を市町村のバックアップ機関として位置づけ、現在の知的障害者更生相談所と福祉事務所、保健所と保健センターのような役割分担がイメージされる。相談業務の内容の整理としては、虐待や非行な

どの難度の高いケースを請け負い、それ以外を市町村が行うことが考えられる。現状の児童相談所は、子どもに関する結婚、就職以外の相談はすべて請け負っているといってもいいほどの状態であり、仕事量が多すぎて職員が疲弊している。したがって、児童相談所は子どもの生命や発達に関わることに集中すべきであり、より専門的な相談業務を担うべきである。

31) 峯本耕治（弁護士）

これから市町村がネットワークの中心として位置づけられることになると、児童相談所としては、緊急対応が必要なケースや一定レベルの重大なケースについて、危機管理的な対応が想定される。また市町村の後方支援役という意味でも、ネットワークのなかで最も専門性の高い機関としての役割を担わなければならない。

ただ当面、市町村が体制を整えるまでの間は市町村でネットワークの中心を担えるところはほとんどないので、事実上児童相談所がこれまでと同様の役割を担わざるを得ないと思われる。

たとえば、学校から市町村のネットワーク事務局に通告が入った場合に、家庭訪問をして安全確認が必要なケースだとすると、誰が行くことになるのか。現実には市町村の家庭児童相談室等が機能しない限り、児童相談所しかないだろう。前述したように、今回の児童福祉法の改正では、この点へのイメージがない。

つまり、コーディネートしたとしても、市町村にはワーカーとして実際に動くことができる手足がない。あがってきたケースには、誰かが行って話を聞かなければならない。自らカウンセリングや家庭訪問等を行うことによって支援したり、ケースによっては他の福祉機関や保健機関、医療機関等につなぐことが必要になる。通告があったケースの大部分は、分離が行われない在宅支援ケースである。最初から分離が必要なケースについては、児童相談所に一時保護を求めることができるが、多くのケースはそうはならない。市町村にワーカーが確保されなければ結局、在宅支援を行う者が誰もいなくなるという事態が生じてしまう。そのため、市町村の体制整備が進むまでは、児童相談所がこれまでと同様に在宅支援ケースについても、ケースワーク機能を担わなければならないことになる。しかし今回の改正により、児童相談所は在宅支援ケースについて一定の距離を置こうとする傾向が強くなると思われる。結局、在宅支援ケースへの対応が現在よりも悪くなる可能性があり、たとえば、誰もケースワークをできる資源がないために「もう少し学校で面倒を見て下さい」とか、「まだ通告は早いでしょう」というような消極的な対応が増える可能性がある。

そのような事態をできる限り避けるためには、市町村の体制整備をどのように進めていくのか。またそれまでの間、児童相談所と市町村の役割分担をどのようにするのか等の点について、両者の間もしくは市町村ネットワークにおいて十分に協議し、決定しておく必要がある。

4. 児童相談所と市町村との関係

1) 網野武博（上智大学・大学関係者）

児童相談所と市町村の関係を考えるにあたっては、システムとしての課題と専門性の課題の2つを考える必要がある。都道府県、中核市、市町村とも相談体制を強化することは望ましいことである。しかし、システムとしての役割分担は必要である。都道府県の児童相談所、中核市の児童相談所、市町村の「子ども家庭相談センター」（もしくは「児童相談センター」、仮称）の3つを、どのようにシステム・ネットワークとして位置づけるかが課題である。

幅広い子育てサポートとしての児童相談は市町村が担わなければならない。行政権限という点でも、心身障害児施設、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設への入所措置については、親権がらみでないもの、児童福祉法第28条に関連する家庭裁判所への許可を求めるケース以外は、市町村に権限を移行する。しかし、子どもの命がかかっていたり、即刻一時保護が必要だったり、親子分離することが児童の福祉にかなうと判断されるケースについては、都道府県・指定都市の児童相談所が判断して措置した方がよい。これは、「市町村に力がつけば」という話ではなく、役割分担である。家庭裁判所との関係でも、家庭裁判所と市町村が直接向き合うようなシステムより、都道府県・指定都市と家庭裁判所の関係を基本とするべきである。

2) 大嶋恭二（東洋英和女学院大学・大学関係者）

②に含む。

3) 柏女霊峰（淑徳大学・大学関係者）

市町村実施のものは基本的には社会保障が財源となる。児童相談所実施の業務は基本的には税中心ということになる。

4) 加藤曜子（流通科学大学・大学関係者）

児童相談を市町村が受けるということになったとしても、児童相談所を上位として位置付けていくものだと思う。難しいケースに関しては、常に市町村をバックアップしていく。児童福祉法11条との兼ねあいをきっちりと制度化していくことがとても大事なことと思っている。

市町村については、保育・保健・教育・精神保健を含め統合的相談体制のとれることを願う。

5) 小林英義（会津大学短期大学部・大学関係者）

①に含む。

6) 芝野松次郎（関西学院大学・大学関係者）

（※上記の②とも関連する） 県は特化した活動をしていく方がよい。市は民間レベルの活動をし

ていく方が良い。

今まで対症療法的に児童虐待問題をやってきたが、児童虐待をどうとらえて、何が問題なのか、子どもの成長する権利を奪うことはどういうことかという根本的なことを考えて行くべきである。成長、発達していく権利を阻害されること、健やかに育つため、何が必要なのかということは、国も指摘しているところであって、子どもの権利条約に基づいて、子どもの最善の利益を考えていくことは、市、民間、国が行わなければならないものとされている。

子どもは家庭的な環境の中で、親によって育てられることが大切である。パーマネンシープランニングの概念からも、市レベルと県レベルで考えていくことが必要である。目標を持ってシステムを作っていく必要がある。

安定した家庭環境を提供する必要性からも、市の方でもパーマネンシーを目標にしていることはいいが、中身をもっと作っていくことが必要である。

7) 高橋重宏（日本社会事業大学・大学関係者）

市町村で相談にあたる職員にソーシャルワークの専門性が担保されないと、市町村は虐待ケースをすべて児童相談所に丸投げしてしまうであろう。これでは、児童相談を市町村におろした意味がない。法改正後は、市町村が受理会議を開いて判定しなければならないわけだが、市町村に専門家がいないととてもできないであろう。新たに政令指定都市になった市が児童相談所をつくる時には、通常、都道府県の児童相談所に職員を送って1年位の研修を受けさせ、さらに児童相談所の応援も受けてやっとスタートさせている。こうしたやり方を市町村と児童相談所でも行っていかなければならない。

基本的に児童相談所と市町村の関係は、「後方支援」という役割分担ではなく、「連携」「協働」という考え方でいくべきである。具体的には、ケースカンファレンスをきめ細かく実施し、協議を重ねることが必要である。たとえば、東京・新宿区では、児童相談所と区が定期的にケースカンファレンスを行い、児童相談所が受けた新宿区内の相談ケースのうち、区で対応できるケースについては区に返している。このように、連携だけでなく協働で児童相談に取り組む姿勢が必要である。

8) 竹中哲夫（日本福祉大学・大学関係者）

②を含む。

9) 津崎哲雄（京都府立大学・大学関係者）

（※1）の①参照）市町村での児童相談の全般的なことを行うことと、虐待防止とは別と考えた方がいい。いずれにせよ、児童相談所が市町村のコンサルタント的役割を果たさざるを得なくなるだろう。そのために児童相談所は人事ポリシーが対応する形でやるべきである。より専門機関化するわけだから、児童相談所のワーカーを5年、10年やった人は蓄積があり、できるとみなして、虐待、非行などの市町村窓口で対応できない問題についてコンサルタントの役割を果たすようなやり